

ホテルの運営事業者に対する警告等について

令和 7 年 5 月 8 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ホテルの運営事業者 15 社（以下「15 社」という。）に対し、本日、後記第 1 のとおり、警告を行った。

本件は、15 社が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものである。

また、一般社団法人日本ホテル協会（以下「日本ホテル協会」という。）及び一般社団法人全日本ホテル連盟（以下「全日本ホテル連盟」という。）に対し、本日、後記第 2 のとおり、要請を行った。

第 1 警告

1 警告の相手方

別表記載の 15 社

2 警告の概要

- (1) 15 社がそれぞれ運営する別表の「対象ホテル」欄記載の各ホテルは、相互に、毎月の客室稼働率、客室平均単価、販売可能な客室 1 室当たりの収益、将来の予約状況、将来の客室単価の設定方針等の情報を交換していた。
- (2) 15 社の前記の行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し同法第 3 条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、15 社に対し、今後、前記と同様の行為を行わないよう警告した。

第 2 日本ホテル協会及び全日本ホテル連盟に対する要請

15 社がそれぞれ運営するホテルの中には、日本ホテル協会又は全日本ホテル連盟の会員がいたことから、日本ホテル協会及び全日本ホテル連盟に対し、今後、前記第 1 の 2(1)と同様の行為が行われることがないように、独占禁止法遵守について、それぞれの会員に周知徹底するよう要請した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査

電話 03-3581-4960（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>